

3 経営第2496号 -1
令和 4 年 1 月 27 日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組について

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定。以下「第5次計画」という。）において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標（①農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和7年度までに0にする。②農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指す。）が定められました。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、第5次計画で決定した成果目標の達成に向けて政府全体として今後重点的に取り組むべき事項が定められました。

これらを受け、「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」（令和3年8月19日付け3経営第1361号・3農振第1290号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「局長通知」という。）が発出され、成果目標の達成に向けて、都道府県、市町村及び農業委員会において取り組んでいただく事項について周知されたところです。

つきましては、局長通知の1の農業委員への女性登用（以下「女性登用」という。）の推進に向けて具体的にに取り組んでいただきたい内容を定めましたので、御了知の上、貴局管内の都県農政主務部長に対して、貴職から通知いただくようお願いします。

記

1 農業委員に占める女性委員の割合の目標の設定方法及び女性登用のための取組計画の策定方法

(1) 市町村における女性委員の割合の目標の設定方法及び計画の策定方法

農業委員会を設置する市町村（以下「市町村」という。）は、別表に示す基準に基づき、局長通知の1により定めることとされている管内の農業委員会ごとに農業委員に占める女性委員の割合の目標（以下「市町村目標」という。）を設定するとともに、2の(2)を参考として、女性登用の推進のための取組計画（以下「市町村計画」という。）を策定するものとする。

市町村目標又は市町村計画は、農業委員に占める女性委員の割合の増減、女性登用の推進のための取組の進捗状況等を踏まえ、女性登用の推進の観点から、見直すことに努めるものとする。

なお、市町村において既に男女共同参画の取組の一環で農業委員に占める女性委員

の割合の目標を設定している、又は女性登用の推進のための取組計画を策定している場合は、当該目標又は計画を、局長通知の1による市町村目標又は市町村計画とみなすものとする。

(2) 都道府県における女性委員の割合の目標及び計画の策定方法

都道府県は、管内の農業委員会における農業委員数に占める女性委員の割合を30%とする目標（以下「都道府県目標」という。）を設定するとともに、2の(1)の②のウを参考として、都道府県内の女性登用の推進のための取組計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するものとする。

都道府県目標又は都道府県計画は、農業委員に占める女性委員の割合の増減、女性登用の推進のための取組の進捗状況等を踏まえ、女性登用の推進の観点から、見直すことに努めるものとする。

なお、都道府県において既に男女共同参画の取組の一環で農業委員に占める女性委員の割合の目標を設定している、又は女性登用の推進のための取組計画を策定している場合は、当該目標又は計画を、局長通知の1による都道府県目標又は都道府県計画とみなすものとする。

2 農業委員への女性登用の推進に向けた取組

(1) 国及び都道府県の取組

① 関係団体に対する農業委員への女性の推薦の要請

農林水産省経営局農地政策課（以下「本省」という。）は、全国の農業関連団体等に対し、農業委員の募集に当たって、女性委員の候補者となり得る女性を推薦していただくよう、傘下団体への依頼を要請する。

② 女性登用を推進するための支援

ア 本省は、イにより地方農政局等（北海道にあつては本省、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）から報告を受けた、農業委員への女性登用の推進の参考となる事例（以下「優良事例」という。）を収集して取りまとめ、地方農政局等を通じて都道府県、市町村及び農業委員会に周知する。

イ 地方農政局等は、4の(4)の②により報告を受けた取組状況報告を分析し、女性登用の推進に効果があると認められる取組について、当該市町村が抱えていた課題、具体的に実施した取組及び取組の成果を取りまとめ、優良事例として本省に報告するものとする。

ウ 都道府県は、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第42条第1項に基づき都道府県知事の指定を受けた法人をいう。以下同じ。）と協力し、管内の市町村において、女性が農業委員へ応募しやすい環境づくりを進めるため、農業委員の改選期の1年半から1年前までの市町村に対して女性登用の推進に向けた働きかけや現役の女性委員との交流の場の設定など、改選期に近い市町村に対する取組を強化するものとする。

(2) 市町村の取組

市町村は、次のアからエまでを参考に女性登用の推進を行うものとする。

- ア 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、農業委員の候補者となり得る女性の推薦を依頼すること
- イ 市町村の男女共同参画担当部局及びその担当者と連携して女性登用を推進すること
- ウ 現職の農業委員に女性登用への理解を深めること
- エ 本省から提供された優良事例を参考に女性登用に向けた取組を推進すること

3 女性委員が登用されていない農業委員会における女性登用の推進に向けた取組

- (1) 地方農政局等は、都道府県及び都道府県機構と連携し、現在、女性委員が登用されていない農業委員会が設置されている市町村（以下「重点取組市町村」という。）に対し、次のそれぞれの時期に応じた取組を行うものとする。取組に当たっては、市町村における農業委員の任命に向けた実際のスケジュールを確認の上、行うものとする。

また、地方農政局等は、次の取組に加え、重点取組市町村のスケジュールに対する女性登用に向けた取組状況を適宜把握し、必要に応じて重点取組市町村に向けた担当者会議の開催や意見交換の実施等、直接的な助言を行うものとする。

ア 改選期の1年半から1年前まで

地方農政局等は、重点取組市町村に対し、女性登用に向けた取組を開始しているか否かを確認し、開始していなければ開始するよう促すものとする。

また、市町村長に対し、女性登用を促すよう要請するものとする。

イ 改選期の1年前から推薦・募集開始時期まで

地方農政局等は、農業委員の推薦・募集に先立ち、女性委員の候補者となり得る者が確保できているか否かを確認し、確保できていない場合は、その理由や課題を確認した上で助言を行うものとする。

ウ 推薦・募集開始から中間公表時点まで

地方農政局等は、中間公表（農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「規則」という。）第6条第1号の公表をいう。）時点で、女性委員の候補者となり得る者から推薦・応募がないことを確認した場合は、当該女性へ推薦・応募していただくよう市町村から声掛け等の実施を行うよう助言を行うものとする。

エ 最終公表時点

地方農政局等は、最終公表（規則第6条第2号の公表をいう。）時点の結果を確

認し、当該結果を本省に報告するものとする。

- (2) 地方農政局等は、(1)の取組過程において、市町村から女性登用に関して助言を求められた際には、当該市町村を所管する都道府県及び都道府県機構と連携して、2の(1)の②における取組に準じて、女性登用の推進に向けた取組事例を紹介するなど、適切に対応するものとする。

4 目標、計画、取組状況等の報告・公表

(1) 市町村目標及び市町村計画の報告

各市町村は、1の(1)による市町村目標及び市町村計画を別紙様式第1号に取りまとめ、令和4年3月31日までに都道府県へ報告するものとする。

(2) 都道府県目標及び都道府県計画の報告

各都道府県は、1の(2)による都道府県目標及び都道府県計画を別紙様式2号に取りまとめ、市町村から提出された別紙様式第1号とともに、令和4年4月15日までに地方農政局等に提出するものとする。

(3) 目標及び計画の策定状況の取りまとめ及び公表

- ① 地方農政局等は、(2)の報告を取りまとめた上で、令和4年4月30日までに別紙様式第3号により本省に報告するものとする。
- ② 本省は、①の報告を取りまとめた上で、市町村目標及び市町村計画並びに都道府県目標及び都道府県計画の策定状況を農林水産省HPにおいて公表する。

(4) 取組状況の報告

- ① 市町村は、市町村目標の達成に向けた取組状況について、毎年度4月15日までに、別紙様式第4号により都道府県に報告するものとする。
- ② 都道府県は、①の報告内容を取りまとめるとともに、都道府県目標の達成に向けた取組状況について、毎年度4月30日までに、別紙様式第5号及び第6号により地方農政局等に報告するものとする。
- ③ 地方農政局等は、②の報告を別紙様式第5号及び第6号により取りまとめた上で、毎年度5月15日までに本省に報告するものとする。
- ④ 本省は、③の報告を取りまとめた上で、全ての市町村目標の達成状況及び取組状況並びに全ての都道府県目標の達成状況及び取組状況をHPにおいて公表する。

(別表)

市町村目標の基準

1の(1)の目標は、目標設定時点の農業委員の人数に占める女性委員の割合に応じて、次のとおりとする。

- 1 農業委員の人数に占める女性委員の割合が30%を超えている農業委員会
現在の女性委員の人数以上を目標とする。
- 2 農業委員の人数に占める女性委員の割合が30%未満の農業委員会
下表による農業委員の人数に応じた女性委員数の基準以上の人数を目標とする。

農業委員の人数	女性委員数の基準
5人以下	1人
6人～8人	2人
9人～11人	3人
12人～13人	4人
14人～16人	5人
17人～20人	6人
21人～23人	7人
24人～26人	8人
27人～30人	9人
31人～33人	10人
34人～36人	11人
37人以上	12人